

会員の処分の公表

氏名 前畑 雅洋 (まえはた まさひろ)

登録番号 07270211

会員番号 2079

所属支部 第5支部

事務所所在地 京都市南区久世中久世町四丁目64番地

処分の内容 会員の権利の停止 (令和2年3月14日から6月)

処分の理由等 本会理事であり第5支部の支部長であった当該会員は、合同会社設立の依頼を受けて業務を行う中で、登記申請書を作成し、令和元年8月8日、京都地方法務局に提出した。また、依頼が取り下げられたため、完遂はしなかったが、介護保険事業の指定申請業務に、依頼を果たす意思を持って携わった。これらの行為は、本会会則第46条の規定に抵触し、同第50条の2に該当するものである。

令和2年2月10日付けの本会綱紀委員会の「処分相当」とする答申を受けて、同年3月14日に開催した本会理事会において、当該会員に対し上記処分を科すことを決議したので、その内容を公表する。

なお、公表の期間は、会員の権利の停止の日から期間終了の翌日より1年とする。(令和3年9月13日まで公表する。)

根拠法令：京都府行政書士会会則第46条

同第50条の2第1項

同第51条第1項

京都府行政書士会会員の処分に関する規則第14条

同第14条の3